

中小企業退職金共済制度

企業の経営者が頼れる共済制度の第 3 回目は「中小企業退職金共済制度（中退共制度）」です。中退共制度は、中小企業の従業員のための退職金制度です。法律に基づく制度であり、国の一部掛金助成や、掛金が非課税になる税法上の特典があります。従業員の意欲の向上や優秀な人材確保のための対策として、国の退職金制度の活用を検討されてはいかがでしょうか。

中退共制度の特色

1 有利な国の掛金助成

初めて中退共制度に加入する事業主および掛金月額を増額する事業主に掛金の一部を国が助成します。新規加入の場合、加入後 4 ヶ月目から 1 年間、加入している従業員の掛金月額の 1/2（従業員ごとに上限 5,000 円）最高 6 万円が助成されます。

2 費用負担なし

事業主は掛金以外の費用負担はありません。

3 掛金は非課税

掛金は法人企業の場合は損金、個人企業の場合は必要経費として全額非課税となります。

4 掛金月額が選べます

掛金月額は 5,000 円~30,000 円の間（16 種類）で、従業員ごとに選択できます。掛金月額は加入後いつでも増額できます。また、掛金月額を減額する場合は一定の条件のもとで変更可能です。

掛金は全額事業主負担です。

5 退職金は直接従業員へ

退職金は直接、退職する従業員の預金口座に振り込まれますので、手間がかかりません。（事業主が従業員に代わって退職金を受け取ることはできません。）

※掛金納付期間が 1 年未満の場合は退職金は支給されません。1 年以上 2 年未満の場合は、掛金相当額を下回る額になります。

詳しくは中退共制度のホームページでご確認いただけます。

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>